

# 国民年金は あなたの味方です！

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方には、「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。「年金なんて…」と思われるかもしれませんが、**国民年金**は、老後だけでなく、“安心”で“お得”な**現役世代の強い味方**です。

## ▶国民年金が“安心”な理由

### 国民年金は国が運営！

- 国が責任をもって運営しているので、安心です。
- 基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。  
(未納のままですと、この国庫負担分も含めて受給できません。)



## ▶国民年金が“お得”な理由

### ■老後を支える終身保障です！

- 老後の給付（老齢基礎年金）は、終身で受け取れる**一生涯の保障**です。

### ■万が一の時も保障されます！

- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、残された家族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。

### ■社会保険料控除が受けられます！

- 納めた保険料の**全額**が**所得**から控除されます。

### ■年金を受け取る条件が緩和されます！

- 保険料を40年納めることが原則ですが、万が一、納めることができなかった場合でも、**25年**あれば必要な期間※を満たすことができます。  
さらに、この期間は**消費税率10%への引上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定**です。

※ 老後の年金を受け取るのに必要な期間（納付や免除等の期間）です。



## 納め方も選べて便利！

### ①金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

### ②電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

### ③口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

### ④クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。



\* 過去の納め忘れの保険料については、①または②の方法をご利用ください。

## 保険料が割引されてお得！

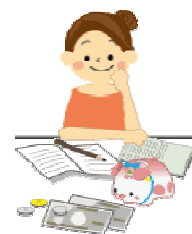
●まとめて前払い（前納）すると、**保険料が割引**されます。

例）口座振替をご利用いただいた場合、平成 27 年度保険料額で

2 年前納 ⇒ **2 年で 15,360 円**の割引

1 年前納 ⇒ **1 年で 3,920 円**の割引 となります。

参考：平成 27 年度における 1 カ月の国民年金保険料額 15,590 円



## 国民年金は終身保障などの利点があります！

	国民年金	民間の個人年金
加入	<ul style="list-style-type: none"><li>国民の義務として日本に居住する 20 歳～60 歳のすべての人が加入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>個人が自由意思で加入</li></ul>
給付の特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>物価の上昇などに合わせて給付額が引き上げられ、将来に渡って実質的な価値を保障</li><li>給付は終身、一定限度額で非課税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自分が積み立てた保険料およびその運用益の範囲で給付</li><li>基本的には給付は有期、課税対象</li></ul>
給付の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>老齢、障害、死亡（遺族）の全てをカバー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各個人が選択した種類のリスクをカバー</li></ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"><li>国により運営されており、基礎年金支給額 1/2 と運営事務に要する費用の多くを国が負担</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の保険会社が加入者から集めた保険料により、自社の経営に必要な諸経費も含めて運営</li></ul>
負担の減免	<ul style="list-style-type: none"><li>支払った保険料の全額が、所得から控除</li><li>生活が苦しい場合には、一定の条件で保険料を免除</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支払った保険料は、一定額まで所得から控除</li></ul>